

## 役員候補推薦・調整委員会規定

平成 12 年 4 月 1 日 制定

平成 17 年 12 月 5 日 改正

### (目 的)

第 1 条 役員候補推薦・調整委員会（以下委員会という）は、理事会の委託により下記の業務を行い、理事会に諮ることを目的とする。

( 1 ) 役員枠の策定

( 2 ) 役員枠の推薦母体から推薦された役員候補、並びに委員会で推薦した役員候補の調整

### (委員会)

第 2 条 委員会は、委員長・幹事各 1 名、及び委員 14 名以内をもって構成する。

2. 委員長は、前委員長の指名により会長が委嘱する。

3. 幹事及び委員は、前任者の推薦を参考にして委員長の指名により会長が委嘱する。

### (任 期)

第 3 条 委員長、幹事及び委員の任期は 2 年とする。

### (辞 任)

第 4 条 委員長、幹事あるいは委員が役員候補に推薦された時は委員会を辞任する。

### (改 廃)

第 5 条 この規定の改廃は、委員会が発議し、理事会が決定する。

### 付 則

1. この規定は平成 12 年 4 月 1 日より実施する。

2. 平成 12 年度については第 2 条第 1 項に関わらず、委員会は、指名委員会委員としての残任期間のある委員 13 名と新委員 7 名で構成し、また第 3 条に関わらず任期は 1 年ないし 2 年とする。

3. この実施に伴い、旧来の役員候補指名委員会規定は廃止する。